

令和 4 年度

第6回 第一農地部会定例会議事録

令和4年9月30日（金）

上越文化会館 4階 大会議室

令和4年度第6回第一農地部会定例会議事録

日時 令和4年9月30日(金) 午前10時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮	12番 上原 孝
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
23番 久保埜 徳雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
藤井 敏行	笠原 行夫	平野 宏一	齊藤 啓治
白滝 光彦	小林 正義	高宮 文男	松本 香

2 欠席委員

(1) 農業委員

篠宮 英樹

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一	中嶋 栄司	小林 政秋	清水 増彦
綿貫 一成			

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
次長	松縄 浩一
係長	橋立 理
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	近藤 宏一
名立区駐在室 班長	竹内 朋廣

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 古川 政繁	14番 清水 強
----------	----------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

案件なし

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## 5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 11 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p>
	<p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 12 人、欠席推進委員数 5 人です。</p>
議長	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 6 番 古川 政繁 委員、議席番号 14 番 清水 強 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。合併前上越市からです。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 95 番から番号 98 番までの 4 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 95 番から 98 番までの 4 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 4 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「中間管理機構へ貸付予定」1 件、「他者へ貸付予定」1 件、「休耕」2 件です。</p> <p>1 頁、番号 95 番は、ほ場整備事業に伴い、今後、中間管理機構に貸付け予定です。</p> <p>番号 96 番は、受人の離農に伴う合意解約です。昨年 10 月に口頭による解約が成立していましたが、届出を失念しており、この度改めて届出があったものです。</p> <p>来年の耕作から新たな受人が耕作予定です。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
吉村委員	<p>返還後の利用計画が休耕となる番号 97 番と 98 番の状況を教えてください。</p>
(事務局) 橋立	<p>耕作者の労力不足を理由に解約された農地で、所有者も耕作できないことから休耕となります。</p> <p>今後は、保全管理を徹底して新たな耕作者が見つければ、耕作を再開したいとのことです。</p>
議長	<p>対象農地の地区担当の委員の方は、農地パトロールで注視してください。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、4 件を承認します。</p>
	<p>&lt;報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
議長	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 93 番から番号 104 番までの 12 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>2 頁、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 93 番から番号 104 番までの 12 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「事務所」1 件、「建売住宅」1 件、「工場・事務所」1 件、「一般個人住宅」6 件、「宅地造成」1 件、「敷地拡張」1 件、「通路」1 件です。</p> <p>3 頁 97 番と 4 頁 102 番の案件は転用面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるため、5 頁と 6 頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、12 件を承認します。</p>

<p>議長</p>	<p>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;  議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号16番から18番までの3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>7頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号16番から18番までの3件を説明します。  番号16番及び17番の案件は、譲渡人の離農や県外に居住していることによる労力不足を理由に、近隣で耕作をしている譲受人に農地を譲渡するものです。  番号18番は、譲受人と譲渡人の共有名義となっている農地について、譲渡人が県外に居住しており、管理が困難であることから譲受人の単独名義とするため、持ち分の所有権を贈与するものです。  別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。  以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。   (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。  議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。   (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。  議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt;  議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号26番から28番までの3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>8頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号26番から28番までの3件です。  番号26番は、大字本道地内の農地を賃借し、「一般個人住宅」を建設するものです。9頁に位置図、10頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。  申請者は、現在市外のアパートに居住していますが、今後の生活のため、申請農地</p>

	<p>を貸借し、一般個人住宅を建設するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、転用目的が住宅建築で集落に接続して設置されることから、許可は可能となります。</p> <p>工期は、許可日から令和5年3月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟、ガレージ及びカーポートで、所要面積は239.91㎡、建築面積113.48㎡で建ぺい率は47.30%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>番号27番と番号28番は関連があるので一括して説明します。当該申請は、大字大洲地内の農地を賃借権の設定と一部を取得し、「資材置場・駐車場」を整備するものであります。11頁に位置図、12頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、土木建設業を営んでいますが、資材置場や駐車場が不足しており、2km離れた自宅に重機や資材を保管していますが、利便性が悪く、生活スペースを圧迫していることから、申請農地を貸借及び取得し、不足の解消を図るものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、許可日から令和5年3月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、資材置場、駐車場で、所要面積は原野の50㎡を合わせて866㎡です。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p>
	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>

議長	<p>&lt;議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 2 件、貸借権設定 7 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>13 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 2 件を説明します。</p> <p>585 番は、息子に経営移譲するものです。</p> <p>586 番は、法人が経営規模を拡大するため、構成員である譲受人が農地を取得するものです。</p> <p>また、取得する農地については、所属している法人に貸し付ける案件が関連する議案として、15 頁 587 番に提案されています。</p> <p>経営面積は少ないですが、取得する農地を所属している法人に貸し付けることで農地の集積・集約化が図られることから取得は可能となります。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、貸借権設定 7 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>14 頁から 15 頁まで、貸借権設定 7 件を説明します。</p> <p>新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>14 頁 579 番から 15 頁 583 番までの 5 件は農地中間管理機構に貸し付け、農地の集積、集約化を図るものです。</p> <p>584 番は、時間的に余裕ができたため来年の耕作から経営面積を少し増やすものです。</p> <p>587 番は、法人の構成員が取得した農地を法人に貸し付けるものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>



	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権移転 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	16 頁、議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権移転 1 件を説明します。 この案件は、耕作者の体調不良により、新たな耕作者に貸借権を移転するものです。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	番号 36 番の賃料が 0 円の理由は何か聞いていますか。
(事務局) 橋立	貸借権移転の案件ですので、従来の契約内容がそのまま次の人に引き継がれます。当初設定時に 0 円とした理由は不明です。
議長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。

	<p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>(中郷区駐在室分の議案)</b></p> <p><b>&lt;議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」&gt;</b></p>
議長	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7102 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7102 番の 1 件を説明します。</p> <p>番号 7102 番の申請農地は、先月の農地部会で空き家に付随する農地として下限面積が 1 m<sup>2</sup>に設定されたものです。</p> <p>当該農地について、空き家の購入者から売買の申請があったものです。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>今後の予定ですが、許可後、申請者による耕作が確認され次第、下限面積を従前の 5,000 m<sup>2</sup>とする議案を上程する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>譲受人の住所は県外ですが、上越市に移住するということでしょうか。</p>
(中郷区) 加藤	<p>住所を移すかどうか聞いていませんが、現在の住所地にも同様の施設を持っており両方の施設を運営していく予定です。</p>
金子委員	<p>転売されるのではないのでしょうか。</p>
(中郷区) 加藤	<p>譲受人は、令和 4 年 5 月末まで、他市で地域おこしに関する活動をしていた経験を活かし、全国の様々なところでシェアハウスを運営し、現地で採れた野菜を宿泊者に提供していきたいと聞いているので転売することはないと思われます。</p>
議長	<p>地区担当の五十嵐委員から補足等はありませんか。</p>
五十嵐委員	<p>特にありません。問題ないと思います。</p>
議長	<p>地元として、温かく見守っていただければ、いい方向に繋がっていくと思います。</p>

	<p>よろしくお願いします。</p>
高島委員	<p>地域に入ると色々な共同作業がありますが、譲受人は理解しているのでしょうか。</p>
(中郷区) 加藤	<p>地域おこしに関わる活動をしていたので、共同作業については理解していると思います。また、実際の作業については、地域の方々から指導していただきたいと思っています。</p> <p>なお、この案件を譲受人に紹介した方は、以前、この地区の町内会長だった方なので、地域の協力が得られると思われまして、こちらからもお願いする予定です。</p>
五十嵐委員	<p>草刈りなど色々な行事の際に、町内会としても積極的に働きかけていくので、心配ありません。</p>
議長	<p>共同作業等については、協力体制をとって見守っていただきたいと思います。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>2頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定2件を説明します。</p> <p>いずれの案件も譲渡人の労力不足で耕作が困難となった農地について、貸借権を設定するものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。
	(清里区駐在室分の議案)
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8125 番から 8166 番までの 42 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 近藤	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8125 番から 8166 番の 42 件の届出書を受理したので報告します。 受理した 42 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、圃場整備事業に伴う「中間管理機構へ貸付」です。 なお、番号 8157 番から 8166 番の 10 件については、圃場整備事業による貸付先の変更に伴う解約です。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、42 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8102 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。

<p>(清里区) 近藤</p>	<p>9 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8102 番の 1 件を説明します。</p> <p>譲渡人が経営規模を縮小することに伴い、譲受人に売買するものであります。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>金子委員</p>	<p>番号 8102 番の 10a 当たりの単価が高い理由は何ですか。</p>
<p>(清里区) 近藤</p>	<p>売買の総額は 28,000 円でそれほど高くはありません。10a 当たりで割り返すと高額に感じますが、宅地に隣接していることから宅地並みの値段で合意に至ったものです。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>続きまして、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 52 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(清里区) 近藤</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、10 頁から 20 頁まで、番号 8185 番から 8236 番までの貸借権設定 52 件を説明します。</p> <p>52 件すべて、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>吉村委員</p>	<p>中間管理機構を通じた契約が多いですが、特別な事情があるのでしょうか。</p>

<p>(清里区) 近藤</p>	<p>この地区は、ほ場整備が予定されており、補助金を活用するため中間管理機構を通じた契約となっています。</p>
<p>上原委員</p>	<p>補足説明します。ほ場整備に当たり、補助金を活用するには対象農地の全てについて中間管理機構を通じた契約をしなければならず、多くの筆が案件として上程されたものです。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p><b>(名立区駐在室分の議案)</b></p> <p>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 武内</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 2 件を説明します。</p> <p>1 頁、番号 9555 番と 9556 番は期間満了に伴う再設定案件であり、条件に変更はありません。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
議長	<p>事務局からはないようですので、閉会の挨拶を職務代理が行います。</p> <p>(上原代理の閉会挨拶)</p>
議長	<p>本日の農地部会を終了します。</p> <p>引き続き、地区会議を開催しますので、地区会議代表者の所に集まってください。</p>